

「(仮称)第3次霧島市男女共同参画計画」の骨子(案)

計画期間

令和5年度～令和9年度（5年間）

計画の性格

- 1 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項及び霧島市男女共同参画推進条例（平成24年条例第5号）第11条第1項の規定に基づく、男女共同参画の推進に関する基本的な計画である。
- 2 第3次霧島市総合基本計画（令和4年度中策定）に基づき、本市における男女共同参画の推進を目指すための個別具体の計画である。
- 3 霧島市男女共同参画審議会の意見、男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度実施）及びパブリックコメントにおける意見等の結果を踏まえて策定する。
- 4 「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」及び「霧島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」と一体的に策定する。
- 5 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（いわゆる困難女性支援法）が令和4年5月に制定され、令和6年4月に施行予定であることから、それまでに策定される国の基本方針、県の基本計画に対応できる計画とする。

基本理念

霧島市男女共同参画推進条例第3条に規定する基本理念に基づく

①「男女の人権の尊重」②「社会における制度又は慣行の影響についての配慮」③「政策等の立案及び決定への共同参画」④「家庭生活における活動と他の活動の両立」⑤「男女の性と生殖についての理解」⑥「教育や学習の場における配慮」⑦「国際的協調」

（前回計画と変更なし）

基本目標

【変更前】

男女の人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

【変更後】

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

【変更理由】

性的少数者に配慮し、男女の枠にとらわれない表現に変更。

重点課題(7)及び施策の方向(20) (現行計画;重点課題7、施策の方向 25)

1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革

- ①男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し
- ②男女共同参画に関する広報・啓発の実施
- ③男女共同参画に関する調査研究、情報収集

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- ①子どもへの男女共同参画教育の推進
- ②多様な選択を可能とする教育・能力開発・学習機会の充実

3 男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり

- ①行政分野における女性の参画の促進
- ②雇用の分野における男女の均等な機会・待遇の確保と女性参画の促進
- ③自営業における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進
- ④再就職、起業、雇用によらない働き方の支援、能力発揮とデジタル分野を含めた人材育成 ☆
- ⑤子育て・介護基盤整備等の推進
- ⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と働き方改革の推進

4 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ☆

- ①女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり ☆
- ②配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進
→「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」
- ③セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 ☆

5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進 ☆

- ①生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- ②妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
- ③生涯にわたるスポーツ・身体活動の推進 ☆

6 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 ☆

- ①貧困等生活上の困難に直面する女性への支援 ☆
- ②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 ☆

7 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進

- ①地域社会における男女共同参画の推進
- ②男女共同参画の視点に立った防災体制づくり及び環境問題検討体制の確立 ☆

★は新設

☆は見直し・修正

計画の改訂に当たり踏まえるべき事項

- 1 「第2次霧島市男女共同参画計画中間評価」の結果
- 2 社会経済情勢等の変化
- 3 霧島市男女共同参画推進条例に掲げる「基本理念（第3条関係）」との整合性
- 4 国の第5次男女共同参画基本計画（R2年12月策定）及び県の第4次男女共同参画計画（今年度中の改訂に向け現在作業中）との整合性

5 「霧島市男女共同参画基本計画に関する市民意識調査（R3年8月実施）結果の反映

「計画の改訂に当たり踏まえるべき事項」の検証結果

- ・社会経済情勢等の変化（国の第5次男女共同参画基本計画から抜粋）

内容	「改定後の施策体系」への影響
■ 人口減社会の本格化と未婚・単独世帯の増加	重点課題3 男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり
■ 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革	重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 重点課題3 男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり 重点課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進
■ 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大	重点課題3 男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり
■ デジタル社会への対応	重点課題3 男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり
■ 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識	重点課題4 女性に対するあらゆる暴力の根絶
■ 頻発する大規模災害	重点課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進
■ SDGsの達成に向けた世界的な潮流	重点課題1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し 重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 重点課題3 男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり

・霧島市男女共同参画推進条例に掲げる「基本理念」との整合性

<p>第1号 男女の人権の尊重</p> <p>男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。</p>	<p>重点課題3</p> <p>男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり</p> <p>重点課題4</p> <p>女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <p>重点課題6</p> <p>男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p>
<p>第2号 社会による制度又は慣行の影響についての配慮</p> <p>性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。</p>	<p>重点課題1</p> <p>男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し</p> <p>重点課題7</p> <p>男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進</p>
<p>第3号 政策の立案及び決定への共同参画</p> <p>男女が社会の対等な構成員として、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、男女が共同して参画する機会が確保されること。</p>	<p>重点課題3</p> <p>男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり</p>
<p>第4号 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>家族を構成する男女が、相互の協力と子どもを安心して生み、育てることができる環境整備に向けた社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。</p>	<p>重点課題3</p> <p>男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり</p>
<p>第5号 男女の性と生殖についての理解</p> <p>男女が、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関する個人の意識が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。</p>	<p>重点課題5</p> <p>生涯を通じた男女の健康の保持・増進</p>
<p>第6号 教育や学習の場における配慮</p> <p>社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。</p>	<p>重点課題2</p> <p>男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進</p>

第7号 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

重点課題1

男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

重点課題2

男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

重点課題3

男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり

- 国の第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月策定）及び県の第4次男女共同参画基本計画（今年度中の改訂に向けて現在作業中）の勘案。

（根拠法令）

○男女共同参画社会基本法第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

数値目標

現行計画と同様、それぞれの重点課題に、担当課と調整の上、具体的な「数値目標」を設定する。

なお、数値目標の設定に当たっては、原則として、現在改訂作業を行っている「第三次霧島市総合計画」に掲げる「令和9年度目標値」を引用する。